

サービスの利用限度額(1 カ月)の改定について

平成26年4月1日より、消費税率が引上げされることに伴い、介護保険のサービス利用限度額が下記のとおり変更になりました。これは、消費税率引上げに伴い介護報酬が増額し、従前と同量のサービスが受けられなくなることを防ぐための改定です。

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

要介護度	利用限度額(1 カ月)		自己負担(1 割)	
	平成26年3月まで	平成26年4月から	平成26年3月まで	平成26年4月から
要支援1	4万9700円	5万 30円	4970円	5003円
要支援2	10万4000円	10万4730円	1万 400円	1万 473円
要介護1	16万5800円	16万6920円	1万6580円	1万6692円
要介護2	19万4800円	19万6160円	1万9480円	1万9616円
要介護3	26万7500円	26万9310円	2万6750円	2万6931円
要介護4	30万6000円	30万8060円	3万 600円	3万 806円
要介護5	35万8300円	36万 650円	3万5830円	3万6065円

* このパンフレット中の各サービスの「自己負担(1 割)のめやす」、「1 カ月あたりの施設サービス費(1 割)のめやす」についても、今回の介護報酬改定前のものです。
あくまで、めやすとして参考にしてください。

* 詳しい改定内容等につきましては、津山市高齢介護課にお尋ねください。厚生労働省のホームページ等でも確認できます。

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kaitei26.html>

H26.4.1